

# 地域生活支援拠点等の整備にかかる 今後のスケジュールについて

令和4年8月29日

燕市障がい者自立支援協議会



## 2. 燕市における地域生活支援拠点等の整備(検討経過①)

### ①自立支援協議会での検討

- 平成26年10月に検討開始。
- 市内の社会資源の整理などを行い、整備の手法等を検討。
- 平成28年2月、『面的整備』を推進していくこと、『基幹相談支援センター機能を活用した人材育成と地域体制づくり』を進めていく方針を決定。
- 令和2年6月、つばめで暮らそう部会を設置し、『精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築』と併せて協議を開始することを決定。

### ②勉強会への参加

- 令和元年12月、『基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進に向けた市町村等担当者会議』に運営会議委員(藤井会長、外山副会長)および事務局(杉山相談支援専門員、野崎副参事)が出席。

#### 【協議会での報告内容】

- ・基幹相談支援センターの機能と一体的に検討する。
- ・介護保険分野との連携やあらゆる社会資源を活用する。
- ・スタート時点から5つの機能すべてを完璧に満たす必要はない。わが街の強みを生かし、できることから始めてみる。
- ・常に評価を行い(今よりもっとよい仕組みはないか、改善点はないか、新たな課題は何か)、検討し続けることが大切。
- ・緊急時の受け入れに際しては、対応マニュアルやフローチャートを作成することが有効。
- ・自立支援協議会での議論が最重要。コアメンバーで議論(運営会議や担当者会議など)したものを踏まえて、全体会議で議論するなど工夫が必要。

### ③燕市第6期障がい福祉計画の策定

#### 《成果目標》

令和5年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。

#### 《施策の展開》

自立支援協議会において、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。

## 2. 燕市における地域生活支援拠点等の整備(検討経過②)

### ④燕市の特性にあった整備方針等の検討

- 令和3年度のつばめで暮らそう部会の中にワーキンググループを設置して、調査・研究を行う。
- 令和3年度第2回自立支援協議会全体会にて、整備方針(案)を協議。



#### 整備方針

燕市における地域生活支援拠点等の整備については、『面的整備』とし、市内にある多くの社会資源の結びつきを強化し、それらが効果的に連携することで、地域生活支援拠点等の整備を進めていく。  
※令和4年10月から地域生活支援拠点等にかかる事業所指定の受付開始予定。

#### 指 定

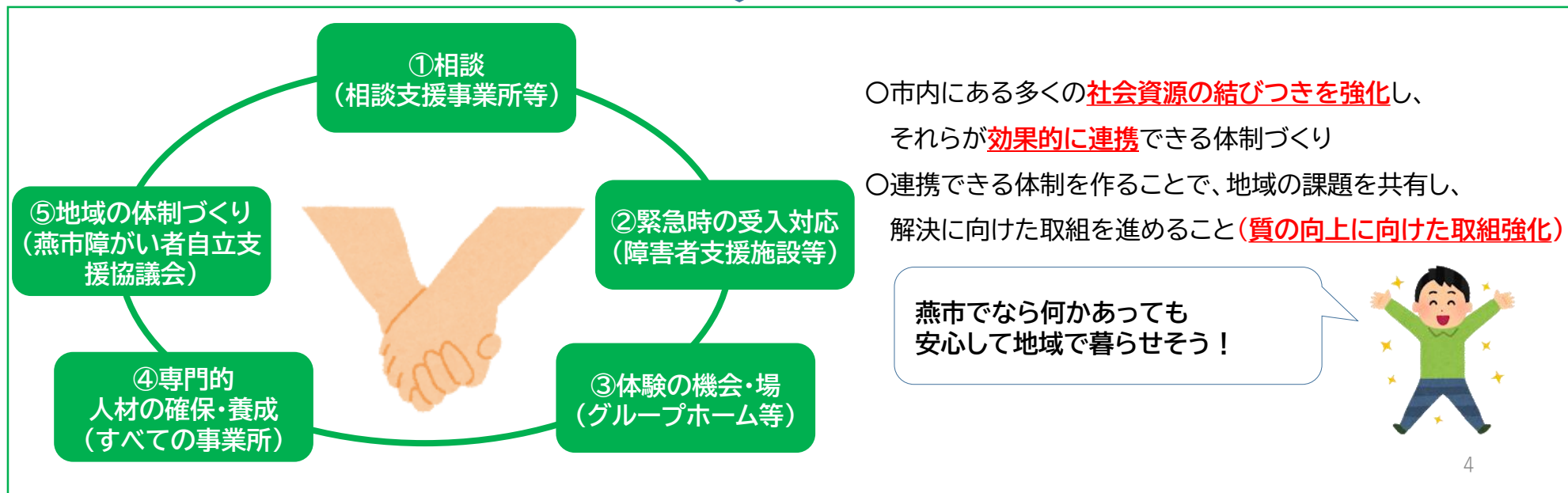
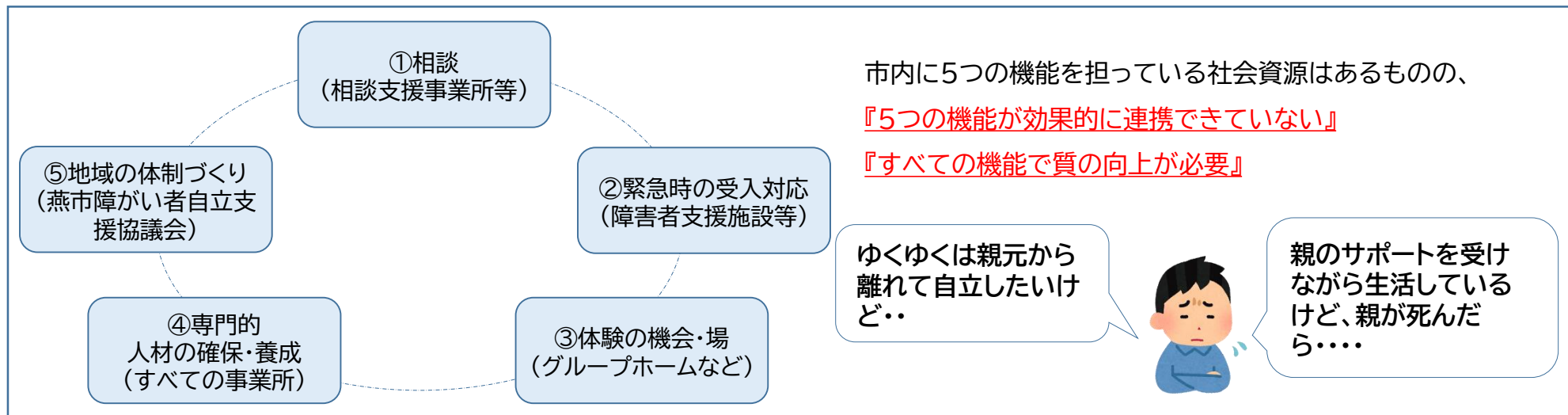
事業所の運営規定に「拠点等の機能を担う事業所である」旨を規定し、市へ届出を行う流れを想定。  
※サービス事業所及び一般相談支援事業所の場合： 県へ変更届出書等の提出が必要  
特定・障害児相談支援事業所の場合： 市へ変更届出書、運営規定の提出が必要

#### 条 件

指定を受ける条件として以下の4つをすべて満たすことを条件とする。

- 条件1 正当な理由がないのに利用を断らない。
- 条件2 事業所のサービスの質の向上を目指すために必要な取組を継続的に行うことができる。
- 条件3 地域生活支援拠点等の事業所であることを市のHP等で公表することに同意できる。
- 条件4 関係機関と連携し、拠点等の機能向上を目指すことができる。

### 3. 燕市における地域生活支援拠点等①

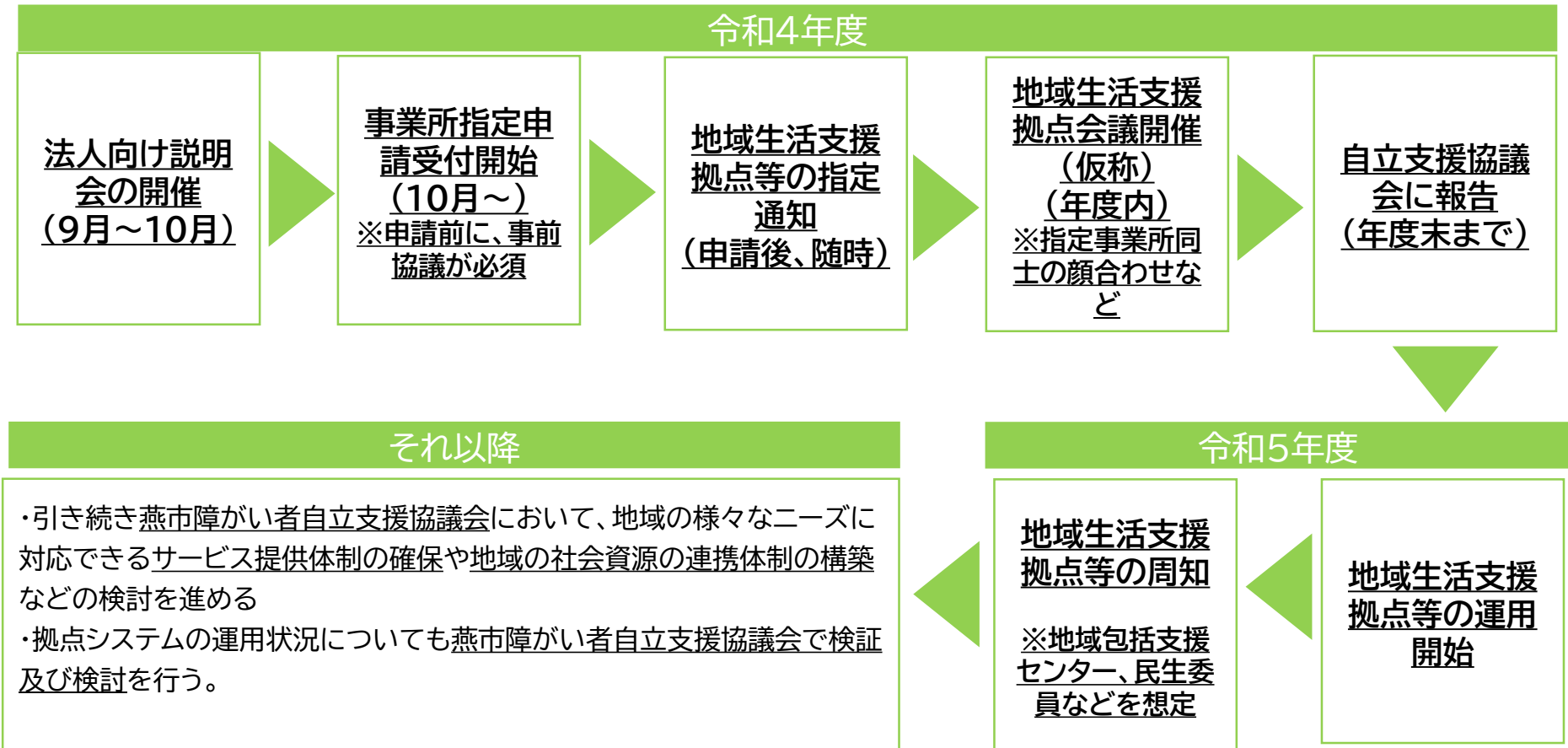


### 3. 燕市における地域生活支援拠点等②

機能	国の考え方	燕市(既存の資源・機能を活用)	機能を担うことが想定される機関
①相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録</li> <li>○緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域生活支援拠点コーディネーターを、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置し、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努める。</u></li> <li>・コーディネーターは、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等を図る(現状と同じ)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点コーディネーター</li> <li>・相談支援事業所(6カ所)</li> </ul>
②緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等の確保</li> <li>○緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの利用を活用した緊急受入体制の整備を進める(<u>近隣の障害者支援施設等への協力要請、短期入所事業所等の空き状況の把握、訪問系サービスも活用</u>)。</li> <li>・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握することで、<u>未然防止に重点を置く。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点コーディネーター</li> <li>・障害者支援施設(1カ所)</li> <li>・障害福祉サービス事業所(短期入所6カ所、居宅介護4カ所など)</li> <li>・相談支援事業所(市内6カ所)</li> </ul>
③体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同生活援助(グループホーム)等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>グループホーム等の空き状況の把握・共有。</u></li> <li>・サービスの質の向上や連携強化のため、<u>グループホームの情報交換会の開催。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム(市内5カ所)</li> <li>・地域生活支援拠点コーディネーター</li> </ul>
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があるため、<u>県と連携した取組を進める。</u></li> <li>・<u>専門的人材の育成・確保に取り組むことを市内事業者が「地域生活支援拠点等の指定を受ける条件」とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市障がい者基幹相談支援センター</li> <li>・地域生活支援拠点等の指定を受ける全事業所</li> </ul>
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保</li> <li>○地域の社会資源の連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き燕市障がい者自立支援協議会において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や<u>地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進める</u></li> <li>・<u>拠点システムの運用状況についても燕市障がい者自立支援協議会で検証及び検討を行う。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市障がい者自立支援協議会</li> <li>・地域生活支援拠点コーディネーター</li> </ul>

## 4. 本日の協議事項

### ①スケジュールについて



## 4. 本日の協議事項

### ②指定の条件について

#### 共通

条件1 正当な理由がないのに利用を断らない。

条件2 事業所のサービスの質の向上を目指すために必要な取組を継続的に行うことができる。

条件3 地域生活支援拠点等の事業所であることを市のHP等で公表することに同意できる。

条件4 関係機関と連携し、拠点等の機能向上を目指すことができる。



#### ①相談 (相談支援事業所)

○地域生活支援拠点等コーディネーターと連携し、休日・夜間を問わず、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等をするために、必要な体制を整えること。

#### ②緊急時の受入対応 (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所)

○緊急時の受入に必要な体制を整えるとともに、可能な限り受入・対応を行うこと

#### ③体験の機会・場 (グループホームなど)

○サービスの質の向上や連携強化のため、グループホームの情報交換会に出席すること。

#### ④専門的人材の確保・養成 (すべての事業所)

○専門的人材の確保・養成を事業所として継続的に取り組むこと。

#### ⑤地域の体制づくり (燕市障がい者自立支援協議会)

○地域の体制づくりに向け、自立支援協議会などに積極的に参画する。